178

質 問 第 一 七 八 号平成十九年四月十二日提出

「官民人材交流センター」(新人材バンク)等に関する質問主意書

提出者

江

憲

田

司

「官民人材交流センター」 (新人材バンク) 等に関する質問主意書

これまで総務省に置かれていた「人材バンク」 の実績如何。 バンクへの登録数と再就職の実績 (年度毎

の数と職種) を示されたい。

なぜ、 これまでの「人材バンク」が機能してこなかったと認識しているか。

各府省が職員または職員であった者について再就職斡旋を行うことを禁止するだけでなく、

(新人材バンク)を設ける必要があるのか。

新人材バンクを設けな

新た

41 と何が問題なのか。 に内閣府に

「官民人材交流センター」

 \equiv

なぜ、

四 新人材バンクは、 斡旋した人材が、 その再就職先から、 さらに転職、 再々就職する場合 (いわゆる 渡

その支援または斡旋を行うのか。 それとも、 府省からの一次的な再就職に限定するのか

五 政府・与党が合意した「公務員制度改革の基本方針」 では、 新人材バンクの職員は 「出身府省職員の再

就職斡旋を行わない」とされているが、その趣旨如何

六 新人材バンクの職員は、 直接的には出身府省職員の再就職斡旋を行わないにしても、新人材バンク、す

なわち同 一職場内にいる各府省の職員同士が情報交換し、 形式的には他府省職員の名義で、 実際上は当該

府省職員の斡旋を行うような事態をどう防いでいくのか(「ファイアウォール」の設定)。

七 新人材バンクへの各府省の関与は、 「公務員制度改革の基本方針」にある「斡旋対象職員に関する必要

右質問する。

なキャリア及び人的情報把握」に限られると理解してよいか。